

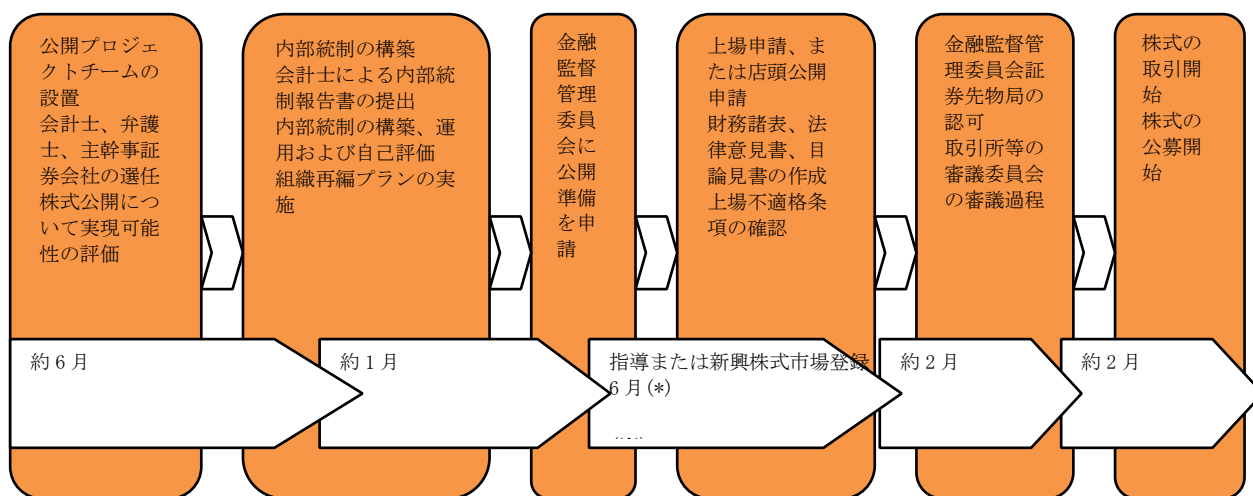
Q10-2.第一上場・第一店頭登録(プライマリーIPO)および台湾預託証券(TDR)発行(セカンダリーIPO)の概要について教えてください。

## プライマリーIPOとは

本社所在国で株式を公開していない外国会社は、直接台湾市場で株式を新規公開することが可能です。このように新規に株式を上場または店頭公開する方法をプライマリーIPOといいます。

## プライマリーIPOのプロセス

プライマリーIPOの場合、上場または店頭公開までのおおよその流れは以下の通りです。準備期間は全体で通常1.5年から2年とされており、申請書類の提出から許可までは2カ月程度かかります。



(※)6か月以上にわたり主幹事証券会社の指導を受ける、または新興株式市場に登録することが必要です。

## プライマリーIPOの基準

外国企業のプライマリーIPOの基準のうち、主なものを表にまとめます(台湾証券取引所株式会社有価証券上場審査準則、財団法人中華民国証券店頭売買センター外国有価証券店頭売買審査準則)。店頭公開基準は上場基準と比べておおむね緩やかなものとなっています。なお、經濟部工業局や専門機関から、科学技術事業に属し、かつその製品または技術の市場性が高いという意見書を入手した会社(以下、科学技術事業)に対しては、これらの上場基準の一部がさらに緩和されています。

### 一般企業

|                         | 台湾証券取引所(TWSE)   | 証券店頭売買センター(TPEX)   |
|-------------------------|---|--|
| 収益力(連結ベース)              | 直近3年間の税引前当期純利益の合計がNT\$2億5千万以上、かつ直近1年間の税引前当期純利益がNT\$1億2千万以上、かつ欠損なし | 直近1年間の税引前当期純利益がNT\$400万以上、かつ以下のいずれか1つに該当<br>1 直近1年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が4%以上、かつ直近年度末に欠損金なし<br>2 直近2年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上<br>3 直近2年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が平均3%以上、かつ直近年度の数値が前年度より高いこと |
| 払込資本金、純資産または時価総額(連結ベース) | 上場申請時の払込資本金あるいは純資産がNT\$6億以上、または上場時時価総額見込みがNT\$16億以上               | 直近年度末の親会社持分がNT\$1億以上   |
| 事業継続年数                  | 申請会社あるいは子会社のいずれかが3年以上継続的に事業活動を行っていること                             | 設立登記してから2会計年度が経過していること   |
| 株主数                     | 記名株主が1,000人以上、また会社の内部者および当該内部者が株式を過半数                             | 会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の記名株主が  |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
|           | 所有する法人以外の記名株主が 500 人以上、かつその所有株式数が発行済株式総数の 20%以上を占める、または 1,000 万株超を占めること   | 300 人以上、かつその所有株式数が発行済株式総数の 20%以上を占める、または 1,000 万株超を占めること  |
| 董事        | <p>① 5 人以上</p> <p>② 独立董事が2人以上かつ董事数の 20%以上</p> <p>③ 独立取締役のうち少なくとも 1 人は台湾に戸籍を有すること</p>  | <p>① 5 人以上</p> <p>② 独立董事が2人以上</p> <p>③ 独立取締役のうち少なくとも 1 人は台湾に戸籍を有すること</p>  |
| 証券会社による推薦 | 2 社以上必要   | 同左  |
| ロックアップ期間  | 董事、持株比率 10%以上の大株主の持株は発行済株式数に応じた一定比率がロックアップされ、その半数は上場から満 6 か月後に、満 1 年後に残りを受領することができる。  | 董事、持株比率 10%以上の大株主の持株はすべてロックアップされ、その半数は店頭公開から満 6 か月後に、満 1 年後に残りを受領することができる。  |
| 監査委員会     | 3 人以上の独立董事全員により構成される監査委員会   | 同左  |
| 会計基準      | 台湾版国際会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準<br><br>ただし、台湾版国際会計基準により作成していない場合、適用している会計基準と台湾版国際会計基準との間の重大な差異、影響金額および台湾の会計士による当該事実に対する意見を開示しなければならない。 | 台湾版国際会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準<br><br>ただし、台湾版国際会計基準により作成していない場合、適用している会計基準と台湾版国際会計基準との間の重大な差異について台湾の会計士による意見を開示しなければならない。 |

科学技術事業(特別規定のある部分のみ記載)

|                                 | 台湾証券取引所(TWSE)   | 証券店頭売買センター(TPEX) |
|---------------------------------|---|------------------|
| 収益力(連結ベース)                      | 上場後 12 ヶ月分の営業資金が確保されていることが必要  | 制限なし             |
| 払込資本金、純資産<br>または時価総額(連結<br>ベース) | 上場申請時の払込資本金あるいは純資産が NT\$3 億以上または上場時価総額見込みが NT\$8 億以上、かつ直近年度末の純資産が株主持分の 3 分の 2 以上                | 一般企業と同様          |
| 事業継続年数                          | 申請会社あるいは科学技術事業に該当する子会社のいずれかが 1 年以上事業活動をしていること   | 制限なし             |
| 株主数                             | 記名株主が 500 人以上、かつ会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の記名株主の所有株式数が発行済株式総数の 20% 以上を占める、または 500 万株以上を占めること | 一般会社と同様          |

## セカンダリーIPOとは

セカンダリーIPOとは、すでに台湾政府が認定している証券市場に上場している企業が、台湾で公開することをいいます。具体的方法としては、台湾預託証券(TDR; Taiwan Depositary Receipts)を発行する方法と株式を上場・店頭公開を行うというふたつの方法があります。

前者は、銀行等預託機関に自社の株式の保管を委託し、預託機関を通して台湾預託証券を発行し、投資家に売却する方法で、株式と同等の権利を有する預託証券が台湾市場で売買されることで、台湾ひいては中華圏での知名度アップ、資金調達手段の多様化が期待できます。TDRの特徴としては、TDRが表章する株式の権利は原株式と同じであること、譲渡制限がないこと、などが挙げられます。

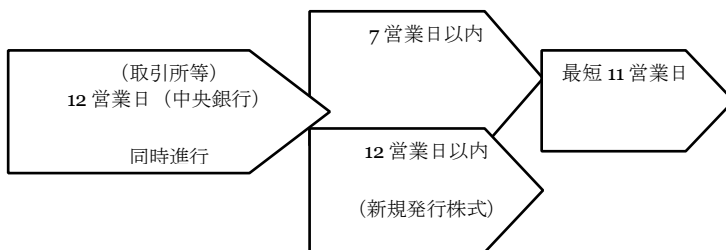
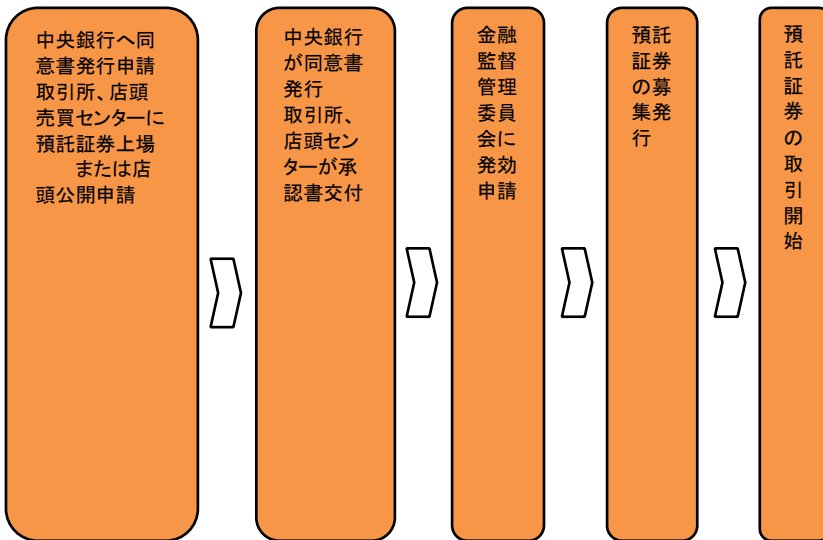
一方、後者は、台湾政府が認定している外国市場ですでに上場している企業が比較的簡単な審査で株式を新規発行し株式上場・店頭公開することができます。低コストでNT\$建て資金を集めることができ、台湾投資などに活用することができます。

いずれにしても、プライマリーIPOに比べ、すでに認定済みの市場の上場基準をクリアして上場していること、すでに株式市場での取引実績があることなどから審査時間が短く、手続きも簡単なので、迅速な資金調達が必要な際には有効な手段です。申請書類の提出から認可まで最短で1か月半程度です。詳しくは次ページをご覧ください。

台湾政府が認定している証券市場は、以下の15市場です。

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| NYSE ユーロネクストグループ | マレーシア取引所           |
| ナスダック            | タイ証券取引所            |
| ロンドン証券取引所グループ    | マレーシア証券取引所         |
| フランクフルト証券取引所     | ヨハネスブルグ証券取引所       |
| トロント取引所          | 香港取引所              |
| オーストラリア証券取引所     | 韓国取引所              |
| 日本取引所グループ        | その他主務官庁が認定した海外証券市場 |
| シンガポール取引所        |                    |

## セカンダリーIPO プロセス



(\*1) 既発行株式…すでに本国で発行済みの株式

(\*2) 新規発行株式…新たに台湾で発行する株式

## セカンダリーIPOの基準

外国企業のセカンダリーIPOの基準を以下の表にまとめます(台湾証券取引所株式会社有価証券上場審査準則、財団法人中華民国証券店頭売買センター外国有価証券店頭売買審査準則)。店頭公開基準は上場基準と比べておおむね緩やかなものとなっています。なお、經濟部工業局や専門機関から、科学技術事業に属し、かつその製品または技術の市場性が高いという意見書を入手した会社(以下、科学技術事業)に対しては、これらの上場基準の一部がさらに緩和されています。

### 一般企業

|              | 台湾証券取引所(TWSE)   | 証券店頭売買センター(TPEX)   |
|--------------|---|--|
| 収益力(連結ベース)   | <p>直近の会計年度に欠損金がなく、かつ以下のいずれか1つに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>直近1年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率が6%以上</li> <li>直近2年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上、または、平均3%以上かつ直近年度の数値が前年度より高いこと</li> <li>直近2年間の税引前純利益がともにNT\$2億5千万以上</li> </ol> | <p>直近1年間の税引前当期純利益がNT\$400万以上、かつ以下のいずれか1つに該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>直近1年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が4%以上、かつ欠損金なし</li> <li>直近2年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上</li> <li>直近2年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が平均3%以上、かつ直近年度の数値が前年度より高いこと</li> </ol> |
| 純資産(連結ベース)   | 直近年度末の純資産がNT\$6億以上  | 直近年度末の親会社持分がNT\$2億以上   |
| 単位数(株数)、時価総額 | 2,000万単位以上、または時価総額見込みがNT\$3億以上。ただし、その単位数が発行済単位総数の50%を超えてはならない   | 1,000万単位以上、または時価総額見込みがNT\$1億以上。ただし、その単位数が発行済単位総数の50%を超えてはならない  |
| 所有者数(株主数)    | 台湾でのTDR所有者が1,000人以上、かつ会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外のTDR所有単位総数が発行済総数の20%以上を占める、または1,000万単位以上を占めること   | 会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の台湾でのTDR所有者が300人以上、かつそれらのTDR所有単位総数が発行済総数の20%以上を占める、または1,000万単位以上を占めること  |
| 会計基準         | すでに上場している他国市場で採用している会計基準。ただし、台湾版国際会計  | 同左   |

|  |                                      |  |
|--|--------------------------------------|--|
|  | 基準との差異と財務諸表に与える影響<br>に関する台湾会計士の意見が必要 |  |
|--|--------------------------------------|--|

科学技術事業(特別規定のある項目のみ記載)

| 台湾証券取引所(TWSE) |   | 証券店頭売買センター(TPEX) |
|---------------|---|------------------|
| 収益力(連結ベース)    | 上場後 12 か月分の営業資金が確保され、かつ、その半分以上は主要な事業により得ていること   | 制限なし             |
| 純資産(連結ベース)    | 直近年度末の純資産が NT\$3 億以上、かつ資本金および資本準備金合計の 3 分の 2 以上 | 一般会社と同様          |